

質 問 回 答 書

番号	質 問 事 項	回 答
1	募集要項「2（4）②本市の業務内容⑧」に記載のある、開発予定地周辺の道路渋滞・安全対策について、市が現時点で想定している以下の事項をご教示ください。 （1）整備内容の概要 （2）実施時期の見通し	（1）開発予定地の北及び西側市道の渋滞緩和のほか開発予定地周辺の既存道路を含めた中学校通学路の安全対策を想定しています。なお、具体的な整備内容については、開発道路の設計協議時に検討します。 （2）現時点で実施時期は未定です。
2	開発事業者選定後、第4回地権者説明会（R8.8 予定）では、市から引継ぎについて説明するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 第4回地権者説明会では、開発事業者決定についてのお知らせと改めての今後のスケジュール等について説明するものになります。
3	募集要項「2（4）②本市の業務内容⑥」に「農地代替地等」の情報提供が市の業務として記載されていますが、当該業務の具体的な内容について以下の事項をご教示ください。 （1）現時点で市が把握している代替地候補地の規模及び所在地の概況 （2）代替地のあっせんに関する市及び農業委員会の関与範囲	（1）現時点で市が把握している代替地候補地はありませんが、農業委員会事務局にて、代替地候補地の情報収集を行っています。 （2）農業委員会事務局にて、代替地候補地の情報収集、開発事業者への情報提供を行います。なお、地権者及び耕作者の希望面積・場所などについては、主に開発事業者が交渉を行う中で情報収集するものとします。
4	地区計画（都市計画法第12条の5）の内容は、市が主体となり開発事業者による立地企業誘致活動の結果（立地企業の業種・規模・施設配置等）を踏まえて具体化されるものと理解しておりますが、以下の事項についてご教示ください。 （1）地区計画原案の作成想定時期 （2）立地企業の確定時期と地区計画決定スケジュール（令和9年度予	（1）地区計画原案（素案）は、令和8年度内の作成を予定し、令和9年4月から県の事前協議や意見聴取を行います。ただし、立地企業の誘致状況によっては原案作成時期を変更（後ろ倒し）する可能性があります。 （2）開発事業者が設計する道路・施設等の配置、立地企業の建築等に関する制限について市と協議・調整を行い、地区

	定)との調整に関しての市の基本的な考え方・条件等 (3) 地区計画原案の作成過程における開発事業者及び立地企業の関与の仕方(協議・素案提示等の必要性)	計画原案を作成することを想定しています。 (3)(2)の回答のとおり、開発予定地の設計図の提示、立地企業の建築等に関する協議は必要になります。なお、立地企業との調整については、開発事業者を通じて行うことを想定しています。
5	土地利用調整計画(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条)は市が策定主体であり、その内容は開発事業者の誘致活動及び土地利用計画との整合が必要となると理解しておりますが、同計画に係る県同意申請の時期(令和9年度内における具体的時期)はいつごろを想定しているでしょうか。	土地利用調整計画の県申請は令和9年6月を想定しています。ただし、立地企業の誘致状況によっては申請時期が変更する可能性があります。
6	開発事業者による誘致活動の検討に資するため、差し支えない範囲で以下の事項をご教示ください。 (1) 開発予定地への進出意向を既に市に対して示している企業の有無及び概数 (2) 塩尻市企業立地推進プラン(別紙4)に基づく誘致活動を通じて市が接触している企業群の業種・規模の傾向	(1) 令和7年度に実施しましたサウンディング型市場調査には、進出意向のある企業が複数社参加しましたが、企業数についてはお答えいたしかねます。 (2) 現在、市が接触している企業はありませんが、市内外の企業から用地引き合いに関する問い合わせを受けています。
7	事業提案書の作成にあたり、以下の事項をご教示ください。 (1) 様式の指定の有無(任意様式と理解してよい) (2) ページ数の上限・下限の有無 (3) カラー印刷の可否及び図面の最大用紙サイズ(A3折込の可否を含む)	(1) 任意様式となります。 (2) ページ数の上限・下限はありませんが、簡潔に分かりやすく記載した事業提案書としてください。 (3) カラー印刷は可とします。A4フラットファイルでの提出となりますので、A3折込であれば可とします。
8	令和8年7月14日(火)予定のプレゼンテーションについて、以下の事項をご教示ください。	(1) プレゼンテーション20分、ヒアリング20分の合計40分となります。 (2) スクリーンとプロジェクターは事

	(1) プレゼンテーション時間の配分 (説明時間及び質疑時間) (2) 事務局による準備機材の範囲(プロジェクター、スクリーン等) (3) 出席可能人数の上限 (4) プレゼンテーション資料(パワーポイント等)について、提出済事業提案書と完全に同一内容に限定されるのか、又は事業提案書をベースとした要約資料の使用が可能か	務局で準備します。 (3) 応募者あたり4名までとします。 (4) 募集要項「6 (2) 審査方法」に記載のとおり、提出された事業提案書のみ使用してください。
9	募集要項「3 (1) 応募者の資格 ア」について、以下の事項をご教示ください。 (1) 「設計・施工」の双方の実績が必要か、又はいずれか一方の実績で要件を満たすか (2) 共同事業体として応募する場合における、代表する法人等と構成する法人等の実績合算の可否	(1) 双方の実績が必要になります。 (2) 募集要項「3 (1) 応募者の資格」に記載のとおり、代表者が全ての要件を満たすことが条件となります。その実績に加えて代表者以外の実績を記載することは差し支えありません。
10	募集要項「3 (1) 応募者の資格 イ」について、共同事業体として応募する場合における、代表する法人等と構成する法人等の実績合算の可否をご教示ください。	質問9の(2)の回答と同様です。